

第2章 港湾管理者以外の者の料金

1 岸壁使用料金

1) 苫東埠頭(2号・3号)岸壁及び関連施設料金

(株式会社苫 東)

1. 岸壁けい船料

(令和元年10月1日改正)

区 分	外航船舶	外航船を除く船舶
(1) 総屯数1屯につきけい留24時間まで毎に	15円	16.50円
(2) 総屯数100屯未満の船舶については1隻につき、けい留24時間まで毎に		
ア 50屯未満	1,000円	1,100円
イ 50屯以上	1,500円	1,650円

※ ただし合計金額円以下切り捨てします。

※ (1)(2)の外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいいます。

附帯条件

- 1 1屯未満の端数は、1屯として計算します。
- 2 岸壁のけい留時間は、船舶を当該岸壁にけい留した時刻から離岸した時刻までとします。
- 3 船舶の総屯数は、原則として船舶証書に記載されているものを用い、総屯数の記載のない船舶については、双方協議の上決定するものとします。
- 4 はしけのけい船料を計算する場合にあっては、はしけの満載積屯数の60%をもって総屯数とみなします。

2. 貨物の埠頭施設通過料

(令和元年10月1日改正)

外国貨物	内国貨物
180円	198円

※ ただし合計金額円以下切り捨てします。

附帯条件

- 1 貨物の埠頭施設通過料は、貨物1屯毎に算出するものとし、1屯未満の端数は1屯として計算します。
- 2 貨物の屯数は、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1屯とし、重量又は容積のうち何れか大なる方を用いる。但し、慣習によって常用されている貨物の屯数は、その屯数によることができます。

3. 埠頭施設内用地専用使用料

(令和元年10月1日改正)

1 区画(100㎡) 15日毎に 11,000円

附帯条件

- 1 用地専用使用料は、埠頭施設内のあらかじめ区画された用地を車輛、貨物、器具類等の滞留や作業を目的として専用使用する場合に適用します。
- 2 用地専用使用料は1区画15日毎に算出するものとします。
- 3 1区画15日未満のものは1区画15日として計算します。

4. 船舶給水料

(令和元年10月1日改正)

(1) 岸壁直接給水基本料金

給水1回毎に、次の区分計算によります。

給水量	基本料金	
	外航船舶	外航船舶を除く船舶
ア 10立方メートルまで	4,000円	4,400円
イ 10立方メートルを超える1立方メートル毎に	400円	440円

ただし総トン数100トン未満の船舶に給水するときは、次の通りとします。

給水量	基本料金	
	外航船舶	外航船舶を除く船舶
ア 5立方メートルまで	2,000円	2,200円
イ 5立方メートルを超える1立方メートル毎に	400円	440円

*外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいいます。

(2) 冬期、執務時間及び荒天時の給水については、それぞれ基本料金の5割増とします。

附帯条件

- 1 冬期とは、12月1日から翌年3月31日までとします。
- 2 執務時間とは、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで及び当社が必要と認めた日をいう。)を除き、午前9時から午後5時までとする。但し土曜日は正午までとします。